

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 <u>この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。<u>以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形その他の</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機</p>	<p style="text-align: center;"><u>埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第一条 <u>この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、<u>図形等</u>人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>六・七 (略)</p> <p>八 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機</p>

関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける県の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき県の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該県の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う県の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

十 （略）

十一 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

十二 （略）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、

関等に対して行われる通知をいう。

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

十 （略）

十一 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

十二 （略）

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等

当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第九条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることがで

の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(新設)

きる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したもの

(新設)

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

とみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧

4 第一項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（新設）

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等に

等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第七条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等

より行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして別表の上欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づくもの 同表の下欄に掲げるこの条例の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第三条第一項又は第四条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第三条及び第四条の規定

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第五条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第五条及び前条の規定

（県の手続等に係る情報システムの整備等）

第八条 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術を活用した行政の推進における安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

（県の手続等に係る情報システムの整備等）

第八条 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(添付書面等の省略)

第九条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十条 知事は、電子情報処理組織を使用方法により行うことができる県の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(委任)

第十一条 (略)

(新設)

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第九条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第十条 (略)

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

(附則第2項関係)

改正後	改正前
<p>職員の旅費に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>第五条～第十条 (略)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>第十二条～第四十条 (略)</p>	<p>職員の旅費に関する条例</p> <p>第一条～第三条 (略)</p> <p>(旅行命令等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p><u>8 第四項及び第五項の旅行命令簿等の提示については、埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第四条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>第五条～第十条 (略)</p> <p>(旅費の請求手続)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第一項の請求書又は資料の提出については、埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>第十二条～第四十条 (略)</p>

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

(附則第3項関係)

改正後			改正前		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例		
第一条・第二条 (略)			第一条・第二条 (略)		
別表(第二条関係)			別表(第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 1 1 3	(略)	(略)	1 ～ 1 1 3	(略)	(略)
	一 (略)	(略)		一 (略)	(略)
1 1 4	二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為(電子申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して	さいたま市、川越市、川口市、越谷市	1 1 4	二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為(電子申請等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して	さいたま市、川越市、川口市、越谷市

	<p>行う同法第三条第八号に規定する申請等又は  <u>埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成十六年埼玉県条例第十一号）          第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。）</p>			<p>行う同法第三条第八号に規定する申請等又は  <u>埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。）</p>		
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)	
1			1			
5			5			
～			～			
1			1			
1			1			
7			7			

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

(附則第3項関係)

改正後	改正前
<p>埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u> (平成十六年埼玉県条例第十一号) 第二条第三号に掲げる県の機関等</p> <p>ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>第二条第八号に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 (略)</p> <p>第三条～第八条 (略)</p>	<p>埼玉県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u> (平成十六年埼玉県条例第十一号) 第二条第三号に掲げる県の機関等</p> <p>ハ (略)</p> <p>二～八 (略)</p> <p>九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>第二条第八号に掲げる申請等として行うものを除く。</p> <p>十 (略)</p> <p>第三条～第八条 (略)</p>

埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

(附則第3項関係)

改正後	改正前
<p>知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第四十八号）</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二十三項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>別表第三十一項第一号市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。</p> <p>別表第三十七項第四号事務の欄、同項第五号事務の欄及び同項第六号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>別表第四十七項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、宮代町」を</p>	<p>知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第四十八号）</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二十三項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>別表第三十一項第一号市町村の欄中「川口市」の下に「、行田市」を加える。</p> <p>別表第三十七項第四号事務の欄、同項第五号事務の欄及び同項第六号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。</p> <p>別表第四十七項第二号市町村の欄中「小川町」の下に「、宮代町」を</p>

加える。

別表第六十二項第八号事務の欄、同項第九号事務の欄及び同項第十号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第九十四項市町村の欄中「吉川市」を「幸手市、吉川市、伊奈町」に改める。

別表第七項第五号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第一百十二項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第一百四項第二号事務の欄中「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）」を削る。

別表第一百五項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

第四条・第五条（略）

加える。

別表第六十二項第八号事務の欄、同項第九号事務の欄及び同項第十号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第九十四項市町村の欄中「吉川市」を「幸手市、吉川市、伊奈町」に改める。

別表第七項第五号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第一百十二項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

別表第一百四項第二号事務の欄中「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）」を削る。

別表第一百五項第二号事務の欄中「行為」の下に「（電子申請等に係るものを除く。）」を加える。

第四条・第五条（略）